

「戒和上昔今録」と織田政権の寺社訴訟制度

早島 大祐

はじめに——史料の紹介と翻刻——

ここに紹介する「戒和上昔今録」は『松雲公採集遺編類纂』（記録八七）に収められた史料である。『松雲公採集遺編類纂』とは金沢藩第五代藩主の前田綱紀（一六四三―一七二四年）が蒐集した史料を明治になって編纂した史料群であり、「当山検校記」、「東金堂私日記」、「東金堂万日記」、「維摩会読師記」といった南都興福寺関係の史料と合綴されている。

「戒和上昔今録」の内容は天正四年（一五七六）から五年にかけて、一乗院門跡となった尊勢（近衛前久息）に戒を授ける役目である戒和上職をめぐる、興福寺と東大寺とのあいだの裁判に関する記録であり、記主は興福寺東金堂の空誓という僧侶である。彼は「東金堂万日記」、「維摩会読師記」も著しているが、残念ながら原文書は伝わっておらず、金沢藩主の文化振興策によって、現在、彼の記したこれら一連の記録に接することが可能になったわけである。

表紙外題の「天正四年丙子六月廿八日 戒和上昔今録」との記載に基づき、以下、本記録を「戒和上昔今録」と呼ぶことにするが、この

史料は、相論が興福寺側の勝訴に終わった天正五年から遠くない時期に、一乗院尊勢が出家した六月二八日からの出来事を、随時、書かれていたものを集成した記録と考えられる。古文書学的にいえば、類例は少ないながら、訴訟日記として分類可能なものである⁽²⁾。

この史料の重要性は、天正五年段階の織田政権の寺社訴訟制度の実態が明らかになる点にある。詳細は本論でも述べるが、この時期の織田政権は、荒廃して久しかった朝廷・寺社政治への対応に揺れ動いていた。天正三年に信長は勧修寺晴右、中山孝親、庭田重保、甘露寺経元らの公家を抜擢して、朝廷・寺社政治を建て直そうとしていたが、翌天正四年、彼らの訴訟審理の際の不手際が発覚したために、彼らは奉行を解任され、信長による朝廷・寺社政治の再建は早くも暗礁に乗り上げていたからである。一方で天正四年には、信長は美濃国岐阜城から近江国の安土城に拠点を移すなど畿内支配を本格化させており、本相論は、織田政権の寺社訴訟制度や大和国支配がどのようなかたちで再構築されたかがわかる格好の素材を提供してくれるだろう。以下では紙数の都合から、相論の審理から判決に至る過程が詳細に記される本記録の後半部の翻刻を通じて、今回の相論を簡単にたどりつつ、

この点を中心に論じることにする。そして、そこで明らかとなった事実をもとに、中近世移行期における織田政権の位置付けについても検討することにした。

I 相論の概要

1 戒和上相論前史

天正元年に足利義昭が追放され、義昭方だった松永久秀が一二月に多聞山城を明け渡しして以降、織田政権による大和国支配が本格的にはじまる。しかし織田政権による大和国支配は順調には進まなかった。織田信長は天正三年三月に塙直政（天正三年以降は原田直政に改姓）に大和国の支配を任せたが、その彼が天正四年五月三日に本願寺との激戦のさなかに死亡し、大和国支配者の座は空席のままだったからである。

一方、公家を中心に興福寺の再興は進められていた。天正四年一月一六日と翌天正五年一〇月一〇日には興福寺維摩会が挙行される。永祿七年におこなわれて以来の再興である。また、冒頭でも触れた通り、天正四年六月二八日に近衛前久の息が一乗院に入室したが、前久が信長と親しく、また一乗院門跡が覚慶、すなわち足利義昭以降、空席だったことも踏まえると、一乗院尊勢の誕生は、前久と信長が連携しておこなわれた南都再興の一環との評価も可能だろう。

しかし、事は上手く運ばない。尊勢に戒を授ける戒和上の任にあった興福寺東金堂の胤秀が天正四年九月五日に死去し、一乗院の受戒会が宙に浮いたからである。さらにその後、天正五年八月一七日には松永久秀が信長に再び反旗を翻すなど、大和国情勢は混乱を極めるが、

そのあいだに東大寺側が戒和上の就任を名乗りでて、興福寺との相論へと発展したのである。実は東大寺は文安三年（一四四六）の火災以降、戒和上の座を興福寺に譲り渡しており、その座を取り戻すことは一〇〇年越しの宿願だった。有力部将の戦死や反乱、その間隙をつかちで再燃した南都を代表する二大寺院間の因縁の相論。天正五年に大和国支配は、混乱の極みというべき状況に陥っていたのである。

2 「戒和上昔今禄」に見る相論の経緯

（1）織田信忠の大和国平定

以上のような大和国行政の停滞に転機がもたらされたのが、天正五年一〇月一〇日である。織田信長の息子信忠が南都に進軍し、松永久秀以下を攻略、滅亡させたからである。大和国内における戦乱状況が小康を見て、滞っていた政務が再起動されるが、その様子について、以下、「戒和上昔今禄」の記述に従い、経過を述べていこう。なお適宜、解釈と考察を挿入しているが、基本的に史料は連続しており、また経緯は

【表】天正5年戒和上職相論の経緯

10月10日	織田信忠、惟任光秀、羽柴秀吉ら大和国進軍 松永久秀ら自害
10月12日	信忠ら帰陣
11月13日	信長、右大将任官のため上洛
11月15日	御乳人上洛 信長へ談合
11月22日	信長より返答
11月23日	夜中に筒井、奈良へ帰国 興福寺へ信長の意向を伝える。
11月25日	藤田伝五、維摩会段銭徴収のために、大和へいく予定
11月26日	御乳人、内侍原、大和帰国 藤田伝五、大和へは行かず、坂本へ行く。
11月27日	藤田伝五、大和入り
11月28日	御乳人、北小路ら大和国で藤田伝五と談合
11月29日	銀子カワシの件で御乳人、空誓ら急遽上洛
12月1日	空誓ら上洛の間、中坊において藤田伝五、興福寺東大寺へ織田政権の意向を伝える。
12月3日	光秀、坂本にて興福寺勝訴の旨を伝える。
12月12日	戒和上順管に決定
12月13日	受戒会

【表】にまとめてあるので、参照いただきたい。

一、十日夜四時分ニ松永父子、同兵衛大夫女房衆以下指殺腹切了、(天正五年二月)
 信貴城自焼也、十二日城助殿・惟任・葉筑帰陣ナレハ、筒順モ般(前井順慶)
 若寺マテヲクラレテ一献アリシ時、奈良中小姓共ヲクルニ、鳥目
 千疋トラセラル、ト云々、同日城介殿、一乗院殿御庭見物也、万
 見仙千代案内者ニテ大湯屋ノカマヨリ直ニ御門跡ノ御門へ入御
 之由也、御門主(二乗院尊勢)ハウサウ御煩、十日ヨリシキリナレハ、ソトツケ
 ンサウナサレテ、御乳人トサマへ御出アリテ、城介殿へ御酒進セ
 ラル也、ソノマ、筒順下ル間、中治和尚之儀不申由、北大マテ以(北小路盛)
 正佐音信之由也、終ニ申ワアサレスヤ不事澄也、上様御煩ナレハ、
 旁ヲウトカニテ過了、万見仙千代、城破ニ山城ヨリ被帰間、是御
 チノ人講合、則書談ヲ写テ遣了、云免除事モ被仰也、無トモ理不
 澄也、

一〇日の信貴山城攻めでは、織田信忠を大将に、惟任光秀、羽柴秀吉が従軍していたことが知られるが、作戦遂行後の一二日に信忠以下は帰陣することになった。その際、信忠は万見仙千代を案内として一乗院の庭園を見物したことがここに記されている。

この時、一乗院尊勢は抱瘡のために信忠と対面できなかったが、かわりに応対したのが御乳人と呼ばれた女性である。彼女は本相論において大活躍を見せる人物だが、本来は若き一乗院門跡の身の回りを世話するために近衛家から南都に派遣された女性だった。(3)後掲史料に、御乳人の使者として「ニマタトノ」が登場しており、これは近衛家家

臣二俣左馬助本人、あるいは一族と考えられ、ここから御乳人が近衛家所縁の人物だと推定できるのである。(4)

一乗院門跡の受戒の件をはじめとして、同年に行われる興福寺維摩会の費用調達のために賦課された段銭免除の申請などもあり、信忠の来寺は興福寺にとつて、この時に興福寺が直面していた諸案件を嘆願するまたとない機会だった。しかし、信忠に同伴した筒井順慶も、観庭後には「ソノマ、」帰ってしまい、興福寺側は訴訟提起のきっかけをつかみそこねていた。そこで受戒会の当事者である御乳人が登場し、帰ろうとした万見仙千代と何らかの話あいをもつなど、これを機に、御乳人は本相論の解決と一乗院尊勢の受戒に向けて、積極的な動きを見せはじめるのである。

(2) 信長の右大臣任官

折しも信長が岐阜から上洛するとの報が南都に伝わり、興福寺側の動きも活発化する。

一、十一月十三日ニ内府様御上洛之由也、然者慶印ヲ筒井へ御下アリテ、自他寺申分度々被仰出トイヘトモ、于今無一途、御乳人ヨリ万見仙千代へ被仰談、筒順へ被申遣之由ナレトモ不事行、万仙被帰刻モ和上事、免除事、書状ト伝、内使ニテ被申置トモ不被申ヨシナリ、如何アルヘシト松権へ北大談合之処、随分肝ヲイリソロヘトモ、ハタ／＼トモナキ上ハ内符様ヘナリトモ、万仙ヘナリトモ被仰出之者、速疾ニスミイロハント返事ナレハトテ、十五日ニ御乳人上洛アル也、内符サマへ御門跡ヨリ被仰出書物、此分ヲチタルヘキカ如何ト北大ヨリ面学ニ見給候間、可然存候由

天正五年一月二三日に織田信長が岐阜城から上洛した。同年に信長は右大臣に任官しており、そのための上洛である。実際に信長は、一三日に上洛して二条屋敷に赴き、一八日に参内している。日付でいえば、一六日付けで従二位、二〇日に右大臣へと昇進して、安土には一二月三日に帰国したことがほかの史料からも判明している⁽⁵⁾。今回の信長上洛以後、本日記において信長の呼称が内府から右府へと変化しており、この記録の正確さを裏付けてくれるだろう。

それはさておき、信長上洛をうけて、興福寺も相論解決のために積極的に動きはじめた。しかしなかなかうまくいかない。具体的には、①興福寺から筒井に対して、慶印を使者に戒和上の件を伝えたが、返事がなく、②御乳人から万見仙千代へも依頼したが、筒井へ伝えるとの返答がきたものの事が進まない、③万見が大和国から帰る際にも、再度、書状や使者を使わしたが返答がない、という有様だった。

これにしばれをさらしたのが北小路俊直である。彼は近衛家に仕える人間で、やはり御乳人同様、一乗院尊勢に従って南都に滞在していたと考えられる人物だが、その彼が筒井家臣である松蔵権助秀政に詰め寄るも、信長か側近の万見仙千代に直接訴えるように返答するばかりであった。筒井の日和見主義は、本能寺の変後にも観察できる事象だが、どうやら家中全てがこのような態度だったようだ。これにしばれをさらした御乳人が一日に上洛を決意し、次の文面の書状を信長に渡そうとしたのである。

一せう(一乗院殿御受)いかいの事、こうふく寺・たう大寺申事共候て御えんいん候、とう大寺よりハ当寺のうち、その時の一らう(一乗院)かいをさつけ申よし申候、こうふく寺よりハむかしのせうせき(証跡)のしたいをもつて百ねんニあまりてそんしきたり候ま、そのすちめのことくと申され候、とかくにて御しやかい、のひ申事、御もんせき御めいわく候ま、当寺の申ふんあいすミ候やうニ、きつとおほせつけられ候ハ、かたしけなくおほしめさるへく候、つづいへもこのやうたい、せつくニおほせられ候ま、おたつねをなされ候ハ、ありやう申入之候へく候、こうふく寺せうせきのうつし、た、いまおめにかけれられ候、已上、

(3) 御妻木殿

彼女の奮闘の甲斐あって、右の書状は信長に伝わり、今回の相論は信長の知るところとなった。その際、織田信長の窓口として信長の意向を伝えたのが、光秀の妹、御妻木殿であり、その様子は次の史料に見える通りである。

一、則御乳人へ推任妹御ツマ木殿ヲ以テ被仰出趣者、此申事近年ノ有姿ニ被申付ヘシト内符サマ御意也、依之推任へ御チノ人被仰候て、此趣以藤田伝五、筒順へ申付ラル、也、証文ノ写ハエテ被遣了、同我免除事モ伝五請取テ推任へ可被仰由也、廿三日ノ事也、被仰出ハ廿二日ノ事也、

上洛から八日後の二三日に御妻木殿を通じて伝達された信長の回答

は近年の有姿のままにするようにというものであった。これをうけた御乳人は光秀に伝達し、光秀は家臣藤田伝五を使者に筒井へ申しつけ、二三日深夜に筒井は南都へ下向して、織田政権の意向を伝達したのである。

まず御乳人が信長にどのようにして接触したかについては、ここには明記されていないが、信長からの返答が御妻木殿を通じて行われたことを踏まえると、彼女が窓口となり、訴訟を取り次いだとみるのが妥当だろう。信長と近衛前久の仲のよさを背景に、おそらく一乗院御乳人と信長の近くに仕えていた御妻木殿とのあいだにツテがあり、そのつながりを通じて織田信長の知るところとなったと推測される。

このツテについて、もう少し考察を加えよう。天正五年閏七月以降、信長は京の在所として、二条御所を設けていたが、この建物は近衛前久邸の隣であり、また後述するように二条御所の近所には御妻木殿や光秀の京宿所も立てられていた。つまり、一乗院尊勢の世話役として京―奈良を往復していたと見られる御乳人と、信長の内向・光秀の妹として、安土―坂本―京を行き来していたと思しき御妻木殿の両者は、京二条界限で近所づきあいをしてきた可能性が高いのである。この推論が妥当だとすれば、今回の訴訟は、興福寺だからというよりも、信長と親しい近衛家の関係者だったから受理されたということになるが、その意味については後述することにした。

さておき、御乳人の活躍で、この相論は織田政権に受理されたわけだが、担当となったのは惟任光秀である。その経緯は「依之、惟任へ御チノ人被仰候」と記されているので、光秀に担当させることも信長の「御意」にあったのだろう。光秀が裁許にあたった背景としては、

まず彼が天正元年以降、村井貞勝とともに京都代官として、訴訟裁許も含む京都の市政全般にあたっていた実績も考慮されただろうが、これに加えて、貞勝ではなく、光秀に任せるという判断の前提には当然、光秀の妹御妻木殿の存在も大きかったに相違ない。訴訟を取り次いだ御妻木殿と光秀の兄妹関係を背景に、その訴訟裁許に兄光秀があたりことになったと考えられる。

このように今回の戒和上職相論は、個人的関係をもとに受理されたわけだが、このように非制度的なかたちで訴訟受理が行われた背景には、訴訟に対する信長と寺社側との考えが大きく乖離していたことがあった。詳細は後述するが、実は信長自身は、朝廷や寺社から持ち込まれる訴訟を取り扱うことに消極的だったが、一方、御乳人の活動に象徴されるように、公家や寺社は信長からお墨付きをもらうことに積極的であり、あらゆる手段を用いて、信長と接触をとりとうと画策していた。その時に注目されたのが女房たちの存在であり、例えば、天正二年に、遠く常陸国の天台宗と真言宗寺院のあいだであらそわれていた絹衣相論を織田政権が裁くようになったのも、天台宗側が新大典侍（万里小路房子）に取次を依頼したことが契機だったことが知られている（その後、その旨を聞いた中御門宣教が、京都代官の村井貞勝へ耳打ちを示唆して織田政権の裁許となる¹⁰）。信長の訴訟受理に対する消極性と相論当事者たちの積極性という両者の乖離が、その隙間を埋める働きをした御妻木殿など権力者に近い女性たちの取次としての存在感を高めたと考えられる。

さて、二三日に信長の回答を得てからは、訴訟審理は加速して進められる。

廿三日ノ夜中ニ順慶下向スレハ、藤伝へ返事ニハ、和上ノ申事ニ付而、近年ノ有姿ニ可仕由御掟ノ由ニ候、理不尽ノ儀候、東大寺へ申キカセテ自然申分アラハ追而可申由也、森河内ノ番手迷惑之由此状ニアリ、

二三日の夜中に藤田伝五から伝達をうけた筒井が早速に大和国へ下向して、その内容を伝えた。すなわち、近年の有姿通りという訴訟方針は「理不尽」である。また東大寺に申し分があれば、興福寺からも追って申し出がある。森河内の番手は迷惑であるという三点である。三点目の森河内とは、石山本願寺攻めのために設けられた森河内の付城であり、天正三年の原田直政戦死以後、一年間は光秀が在陣したのちの天正五年一〇月以降、筒井順慶が番手として在陣していたから、その不満を藤田伝五への手紙に記していたのだろう。さておき、結論を先にいえば、興福寺が勝訴を得たのが、この「近年の有姿に仕るべし」という訴訟方針によるのだが、この段階で興福寺はその具体的内容を理解できていなかった。というよりも、この有姿という方針はいかようにでもとれる内容であり、織田政権の訴訟制度理解を難しくしているが、この点については後述する。

さておき、訴訟審理にあたり、織田政権側から光秀家臣藤田が大和国に下向する手はずが進んでいた。

藤伝、大乘院維摩会ノ反銭御朱印ノ使トシテ廿五日ニ和州へ越ト申セハ、然者此方ニテ可被澄トノ中ニテ、廿六日早々ヨリ御乳人、内侍原父子、我下向了、然処ニ藤伝坂本へ甘テ不被越也、廿七日

二越ト也、則廿八日ニ御チノ人北大、伝五宿へ御出アリテ々被仰由也、銀子カワシノ事ニ内侍原火急ニイワルレハ、俄ニ廿九日早々ヨリ上洛スル也、

藤田伝五が大乘院維摩会のための段銭徴収の使者として、二五日に大和国入りするとの情報に接した御乳人と一乗院坊官内侍原親子、及び空誓たちは急ぎ京から大和へ戻ったが、実際に伝五が来たのは二七日だった。それをうけて二八日に御乳人と北小路俊直が伝五の宿へ向かい、興福寺側の主張を伝えている。なお内侍原が「銀子カワシ」の件を急ぐようにいったために、内侍原につきそうかたちで御乳人と空誓は急遽上洛することになった。これはおそらく藤田に渡す礼銭を調達するためだと考えられる。⁽¹²⁾

(4) 織田政権の使者南都下向と御乳人たちの上洛

ところが、空誓らが上洛しているあいだに、入れ違いで藤田伝五らが南都に派遣されることになった。

一、十二月一日於中坊藤田伝五、順慶、左忠方申分ヲカル、由也、使ハ松権・中治法・藤伝三人、順慶ヨリ北大ニモ御聞候ヘトテ被請之由也、内侍原殿同道カクアル間、我等上洛申故、書物無之如何ト頭アル由也、延引候ヤウニト藤伝へ北大内談候へハ、堅筒順へ申遣間、不可成由也、——下松院一書ヲ以テ問答候由也、長者宣出候由也、

一二月一日に藤田伝五と筒井順慶、そして「左忠」という人物の三

名が大和国にて興福寺と東大寺の申し分を聞くことを表明した。筒井順慶の依頼で、北小路俊直も出席している。会場となった中坊は筒井の奈良宿所である。⁽¹³⁾ところが空誓や御乳人といった興福寺訴訟担当の主力が、内侍原に同道して上洛の途にあつたために（「内侍原殿同道カクアル間」、審理の場に加われなくなっていた。あわてた彼らは審理の延期を筒井順慶らに求めたが認められず、下松院が一書をもって審理の場にのぞんだのである。ここで興福寺が提出した「一書」とは次のようなものだった。

條々

- 一、比丘戒和上興福寺持來事
- 一、比丘戒和上職、尽未來際不可致競望書状事
- 一、宣下從京都被相成事

以上

文字通り、紙切れ一枚の簡条書きを記しただけの「一書」だった。

これに接した筒井以下は当然というべきか、次のような反応を示した。

- 一、如此クミテ被申処ニ、書状ニ判形ナシ、年号ナシ、難信用長者宣ノ事ハ有無ノ儀ナシ、東大寺ヨリハ要禄トヤラン云巻物、中道上人書記ヲ以テ鑑真ヨリ建久之比マテ次第第二和上ヲ注付タルアリ、是ヲ以テ申ト云々、此巻物ヲ順慶モ伝五モサウト心得テ惟其次第ト申テ、先当方被帰了、

東大寺、興福寺双方の支証をみた藤田と筒井は、興福寺側の書類に對しては花押も据えられず、年号もない。さらには長者宣にいたつてはあるかどうかもわからないと否定的見解を示していた。一方、現在も残される『東大寺要録』を提出し、鑑真和上から建久年間（一一九〇〜九九九）にかけての和上歴代の記述をもとに由緒を述べた東大寺の主張には得心し、判断は光秀次第と述べるばかりだった。訴訟戦略上、証拠書類の提出という点で、興福寺は東大寺に対して大きく立ち後れていたのである。

(5) 光秀を追う

大和国での審理では大いに心証を悪くした興福寺側だが、二日の初夜すぎに京へ到着した空誓らは、二俣を使者に御乳人から驚きの情報を伝えられた。

- 一、二日二京着、初夜ノ過ナリ、然処御乳人ヨリ、ニマタトノ御使ニテ、惟任和州へ明日被越也、則今日紹巴所ニ連歌アリ、聖護院モ御成、惟任モ元來出座所ニ、俄ニ上様ヨリ被仰出子細アリ、越国トテ明日連歌興行延引之由ナレハ、大儀ナリトモ下向スヘキ由也、不存是非儀ナレトモ不審ト我申也、則今日ヲイタシ金ノ一番ヨリ 上様右府安土へ御下向也、勢田山岡^(山岡勢田)、御茶ヲ申御イトヲリタルヘシト御下知之由也、

すなわち、本日二日、惟任は紹巴のところまで連歌を行う予定だったが、信長から突然、連歌会は明日に延期して大和へ向かえとの指令が出たというのである。そしてそれを命じた信長自身、早朝より安土へ

窓 帰ってしまっていた。

史

『連歌年立』などによると、聖護院道澄も出席したこの日の連歌会には、光秀や細川藤孝、紹巴らの面々で「月花の」を題に開催される予定だったらしいが、⁽¹⁴⁾信長の鶴の一声で結局、中止になったのかもしれない。織田家中の人間としては、このような突然の予定変更は日常茶飯事だっただろうが、空誓一行からすれば、これではわざわざ上洛した意味がない。信長も空誓におわりそうな空誓たち一行を気遣ってか、山岡景友に茶の接待を命じている。家臣に突然の下向を命じる一方、御乳人の関係者には、最低限の気遣いを見せる。信長という人物を考える上で、注目すべき態度である。

しかし、あきらめきれない空誓らは次の行動をとった。

和州へ惟任被越者、道ニテアウヘシ、西地へハ丹波ヨリ被越時ノ事トヲモフトテ、三日早朝二条屋トへ行間処ニ、坂本へ被越テ大和へハ飛脚ヲヤラル、ト云也、サレトモ 聖門様慥被仰事ナレハ、ウラクリ不可仕之由、御乳人此方屋とへ入御アリテ承間、下了、

すなわち、光秀が大和へ下るならば、道中でつかまえようというのである。そこで空誓ら一行は三日早朝に二条の宿、おそらくは明智光秀の京宿所へと向かった。この二条宿についてだが、⁽¹⁵⁾天正五年閏七月に信長の二条屋敷が完成していたから、光秀もその近所に居所を構えたと推測される。さておき光秀の二条宿に到着してみると、本日は坂本へ向かう予定であり、大和国へは飛脚を飛ばす予定だとの思わぬ報に空誓たちは接した。しかし、大和下向の件は聖護院から聞いたはな

しなので、間違いはないだろうと御乳人と相談した結果、大和への道で待ち伏せすることにしたのである。

此時御乳人ノ昨日ノ馬、御馬屋モノ善三郎ト被帰テ御乳人ハ在京也、子細ハ、若惟任此方ノ申分非分トテ東大寺へ被付ハ、兩人上洛可仕、安土へ今一往御伺アリテ 右府様次第ニアルヘシ、最前爪木殿^{坂本ニテハ、客人ト云}、小比丘尼モテ両度被仰出モ、近年ノ筋目トナレハ、不可有相違也、惟任此方理運ニツケラレハ、御迎可上由、筈取テ下処ニ、下松院下部アヨヒカ子テ五条河原ニ待時、御馬屋ノ善三郎、下松院馬ニノラレケレハ、御メシ候テ御出アルヘシ、我ハ前へ行テ在所上狛へヨルヘシトテ、イソキ行了、御荷物ノ五郎ト下覚下部ト我ト四人下了、真木嶋南ハシヨリ半丁等北ニテアイヌレハ、惟任ハ五日カ八日歟ニ可被越由、昨夕九時分ヨリ使札来ト云々、然者京へ可帰ト談合半也――、

ところが光秀追跡行に積極的だった活動家の御乳人は馬屋の善五郎が帰り、馬が入手できなかつたために、残念ながら京に留まらざるを得なかつた。そのために御乳人と空誓は訴訟方針を入念に確認した。すなわち、もし光秀が興福寺を敗訴とした場合、再度上洛して安土の信長にもう一度判決を仰ぐが、この点については、さきほど小比丘尼を通じて御妻木殿も仰っている。近年の筋目で裁許するという方針からすれば、大丈夫だろうと。そしてもし光秀が興福寺勝訴の断を下したならば、御乳人さまを御迎えにあがりますといって、空誓は下ったのである。

ここに姿を見せる小比丘尼は、後掲史料にも御妻木殿の使者として登場し、また信長の二条御所の「近所女房衆」として「ツマキ・小比丘尼・御ヤ、等」としても姿を現すなど、⁽¹⁶⁾彼女の身の回りなどを世話する人物だったと考えられる。光秀も信長の二条屋敷周辺に二条宿を設けていたことは先に触れた通りであり、光秀と御妻木殿の兄妹は、屋敷配置の上でも信長の意向を洩らさない体制を築いていたといえるのではないだろうか。またこれも先述の通り、御妻木殿は坂本にも居室があり、「客人」と呼ばれていたから、兄との連携も十分だった。

空誓は南都から上洛する下松院下部と落ち合う段取りをしていたらしく、五条河原で待つていたところ、馬屋の善五郎が下松院の馬で再び上洛しており、ここに馬を得た御乳人も結局、光秀追跡行に同道することになった。御乳人を加えた一行は、待ち合わせをしていた下松院とも眞木嶋の南端から半丁ほど北で出会えたが、そこで新たな情報に接した。二日晩の手紙で光秀の downward は五日か八日かに決まったというのである。ここに至り、光秀追跡行は頓挫を余儀なくされた。

(6) 坂本で光秀に直面する

打つ手打つ手で空振りが続いた空誓たちだが、しかし、それでもあきらめずにその足で坂本へ向かうことを決断したことが、続いて記されている。

三日ニ坂本へユクコシラへ仕了——、若坂本ニテ相違アラハ、直ニ安土へユクヘシトテ、モンシヤヘ一マキ、シロトシスヘ一マキ、右府へノ進物ニ用意メウス、トモノ台ヒモノニアツラエル処ニ、小比丘尼トカウセウイントノ、御局ト御袋様ヘメシテ、日中飯被

下間、ソレ過テ可有御越トノ事也、サアレハ小比丘尼参申ヤウハ、上様ハ三河へ御鷹山ト申間、進物不可入由ナレハ、二マキハ返了、

ここまでくれば、もはや執念だが、さらに坂本で色よい返事が聞かれなかったら、安土の信長のもとへいくべしとの訴訟方針が再確認されている。このように緊迫した打ち合わせのさなか、光秀の動向に関するさらに新しい情報がはいった。光秀は日中、母と会食予定があり、その後ならば面会するというのである。「カウセウイン」殿御局は不明だが、この情報をもたらしたのは、あの小比丘尼であり、さらに彼女が伝えるところによれば、信長は三河へ鷹狩りに行ったというので、信長への進物は不要となった。小比丘尼が御妻木殿の側に仕えていたことを踏まえれば、情報源は、当然、御妻木殿である。おそらく馴染みの御乳人に対する配慮だろうが、ここからも、信長や光秀の動向に通じていた御妻木殿の姿が垣間見れるのである。

かくして一行は坂本をめざした。二時過ぎに京都を出立したところ、白河で近衛前久親子が鷹狩りしているところに出会ったこともこの訴訟日記には記されている。

八之過ヨリ京ヲ立テ行時ニ——白河ニテ御家門様父子御鷹狩、
御方御所様ニ懸御目也、ハイタカラスエサセラレテ、チャノワタ
ニテアミヲツ、ミタチツケラメス也、御近習ハ進藤左衛門大夫以
下数多、大御所様ハ南へ御出ニテ不奉逢、北小路刑部少輔殿ニハ
被帰ニ、吉田ノ戌亥ノ河原ニテアフ也、大鷹一居スヘラル、三
河ヨリ進上ノ御馬引テ帰ハル事、無是非見事云々、——今道峠ヨ

り志賀(天本)アナウラスキテ坂本ヘツクトキニハ六半時也、

空誓ら一行は近衛家臣進藤長治以下、お供を多く引き連れた息子の信基と対面した。他所にいた父前久とは会えなかったが、途中まで空誓らを送ったと思われる北小路が吉田の河原で前久に対面している。そこで前久は信長から頂戴した三河の馬をひいて鷹狩りを行っていたというから、前久と信長の親密さ、そして信長の嗜好を反映して、京でも鷹狩りが流行していた様子がうかがえるだろう。近衛親子と挨拶をすませたのち、吉田から今道峠（山中越）を経て、坂本についてはもう夜の七時だった。

(7) 光秀に対面する

坂本到着時には日も暮れていたために、宿をとる必要があった。坂本行きにも同道していた御乳人おつきの二俣が、藤田伝五の坂本屋敷へ向かい、留守人正光軒と一晩の宿を交渉した。藤田伝五はまだ大和に滞在しており、坂本を不在にしていたからである。一行はおそらくここで一泊したに相違ない。光秀への奏者は松田太郎左衛門尉が務め、予定とは異なるものの、朝食ののちに光秀と面会する予定がとれた。

——ニマタトノヲ伝五宿へ先御遣アル也、伝五ハ和州へナレトモ尋テ、内ニナキトイハ、松田太郎左衛門尉ヲ尋テソウシヤタルヘシト也、然者伝五ノ宿留守人正光軒、惟任へ御越之由可申、朝飯以後ハ如何ノ間、早々御出候へト申——、

光秀が伝五宿にやってきたのは、正午過ぎのこと。そこで御乳人と

挨拶をすませた後に光秀が述べた、この相論に関する所見は次の通りだった。

——日中半時過ニ惟任伝五宿ニテ御乳人ニ被逢也、——其時向州云、此申事之筋目、簡順以一書申越也、其趣者、興福寺証拠ニアル文書二年号ナシ、判ナシ、落字以下アレハ難信用之由是、一、両寺ノ堂衆ノ中、時ニアタリテ一藪カナラス持儀不存由是、二、近キ比ニハ文安三ニ春宣持タル由是、一、両寺之間ニ代々続テ持タル証跡ニハ建久ノ比ニテノ間、東大寺二十代余ツ、キテ持例アリ、興福寺ニモ十代余持ツ、キケル例アリ是、一、文安三ヨリ以後ハ興福寺ニ当時マテ持也是、此申ヤウナリ、サリナカラ当家御公事ハ当知行本ナレハ、興福寺道理ト心得ル間、聊爾ニ一途大事ト申遣也、乍去東大寺猶申分ハ不知、此書物等可読之由ナレハ、書テ読申也、

光秀が簡条書きで述べた内容は以下の通りである。

- ① 興福寺が証拠として提出した文書には年号も判もない。文字の欠落などあれば信用できないだろう。
- ② 興福寺と東大寺の堂衆のあいだで、一藪が必ず戒師となる決まりはない。
- ③ 東大寺としては文安三年に春宣が戒師をつとめたのが最後の例である。

④ 興福寺と東大寺のあいだで代々続けて戒師を務めた例は、建久年間に東大寺が一〇代続いた例があり、一方の興福寺にも一〇

代以上続いた例がある。

⑤ 文安三年以降は、現在まで興福寺が戒師を務めている。

光秀は以上のように興福寺と東大寺から得た情報を列挙した上で、「サリナカラ当家御公事ハ当知行本ナレハ、興福寺道理ト心得ル」と興福寺勝訴の判決を下したのである。光秀と面会してから、判決に至る過程は、驚くほど迅速だった。

(8) 空誓、勝因を振り返る

この記述ののち、空誓は光秀の裁許を明察と絶賛し、彼の発言を大きく二点にまとめている。

一、惟任日向守殿聞テ被申ヤウハ、一々明察ノ申ヤウ無紛理運也、——近比東大寺ニ持タリト証拠ニスル文安三年ノ官宣ハ百卅二年ナリ、是モ持タリトモ不可成証跡、当右府様ノ御公事ハ、御入洛二年已前ノ永禄九年迄ノハ事ニヨリテ御モチ井アル也、然者不入反古也、以当分可有御下知間、興福寺理運タルヘキ是^{推任御事}一、我先祖致忠節故、過分ニ所知被下シ尊氏御判御直書等所持スレトモ、無当知行故中々右府様へ御訴訟モ、エ不申、今以不知行仕間、久証跡ハ持テモヤクニタ、ス是一——一々申分尤也、一方、聞タル分ニテ、一書ニテ順慶申越分ニテモ興福寺道理トヲモフニ、又承リウクレハ、猶無是非此方道理也、無案内ニテ能キ、タリトテソハクニ対シテ自慢セラレテ後、——茶を給テ帰了、

① 東大寺の提出した文安三年の官宣旨は一三二年前のことであり、

これは裁判の証拠とならない。なぜなら信長の裁判基準は入洛した永禄一年からせいぜい二年前の永禄九年までの証拠は採用する場合があるが、それ以外はただの反故だからである。

② 光秀の先祖は足利尊氏から「御判御直書等」を頂戴したが、当知行ではないので、信長様に訴え出ることも中々できない。今でも不知行なので、証拠はもっていても「ヤクニタ、ス」。

まず①からとりあげよう。東大寺が一三〇年越して戒和上職の回復をはかったことは、冒頭でも触れた通りだが、その際に証拠書類として、現在にも伝わる『東大寺要録』を提出するなど準備は万端だった。

しかし、織田政権の永禄九年以前の支証は採用しないという当知行安堵方針は、東大寺の提出した『東大寺要録』も含めて、「反古」とするものだった。『東大寺要録』が東大寺の歴史をつづつたものである以上、これはまさしく歴史の否定であり、極めて乱暴な内容である。

ここに見られる判決結果はこれまで集積してきた文書群を、権利書として効力のない「古文書」と断ずるものであり、大きなインパクトを与える内容だったといえるだろう。しかし多くの人々が、織田政権の裁許を求めている以上、判決がいかなる乱暴なものであっても、社会は「当右府様御公事」の法度を受け入れることになったと考えられる。

(9) 「尊氏御判御直書等」——光秀の家格意識

裁許を言い渡す際の光秀は饒舌であり、本来ならば、①の判決のみを述べればよいのだが、自身の経験も踏まえて、今回の判決理由をさらに補足する。それが②の光秀の先祖は足利尊氏から「御判御直書等」を頂戴したとの告白である。注目できる内容である。もちろん光

秀が自身を權威づけるために、虚勢を張った可能性も否定できないが、少なくとも光秀のなかに御家人の末裔という意識があったことは確かだろう。

しかし、その後、彼が幕府の御家人や奉公衆などでありつづけたかという点とそうではない。室町幕府の奉公衆などを記した番帳を見ると、奉公衆四番に土岐明智氏の名前が見えるが、義昭のもとに参集した際の番帳では、光秀は足輕衆として編制されていた¹⁷⁾。以上の点を踏まえると、光秀が奉公衆土岐明智の当主だった可能性はやはり低く、その庶家だったと見るのが妥当だろう。

では光秀はなぜ尊氏の御判御教書を所有していたのだろうか。一つは本家から相伝したという可能性である。しかし仮にそうだとすれば、本家を継承したことも意味するから、足利義昭の配下となった際の足輕衆という軽微な立場だった説明にはならない。

もう一つはいわゆる「新御家人」という可能性である。周知の通り、南北朝動乱期に足利尊氏は、畿内周辺の荘官層を中心に、軍勢催促の意味合いもあって、御家人にとりたてるといふ旨の御判御教書を乱発した。しかし乱後には御家人制に編制されず、多くはもとの荘官にもどり、その後、守護などの被官になったことが知られている。その場合、幕府との関係は、守護の被官ということから、直属ではないことになる。実は義昭配下の足輕衆たちには、旧細川家の被官たちが含まれており、このように考えたほうが、整合性が高いように思われる。尊氏の御判御教書などを所有しているという自尊心と、土岐氏の庶家という扱いの乖離は、光秀の行動を考える上で、見逃せない事実といえるだろう。

(10) 「自慢」——光秀の自信と不安

以上の判決を言い渡した後、最後に光秀はこう述べていた。筒井からの書面だけでも興福寺に理があると思っていた。今回、直接話をきいてみても、やはり興福寺に理があると。そして大和国や戒和上のことを知らなかった私光秀だが、よくやっただろうと周囲にいた「ソハク」たちに自慢して、茶を飲んで帰ったというのである。

自身の仕事ぶりを自慢する光秀の姿は、これほどまで直接的にはうかがえなかったものだが、この時の光秀は、丁度再起を期していた時期であり、その饒舌にも理由がないわけではなかった。実は天正四年正月に光秀は丹波国侵攻に失敗し、五月から七月まで所労で療養していた。織田家中となつてから、はじめて大きな失敗を経験し、心身共にうちひしがれていたわけだが、天正五年という時期は、一転、丹波攻めを再開するなど再起を期した年だった。そのようななか、地理にも歴史にも「無案内」だった大和国の訴訟を、信長の方針も遵守しつつ裁いたことは、自信と信頼を取り戻す一つのきっかけとなったのではないだろうか。三年後の天正八年四月に光秀は南山城の支配も任せ、さらに筒井順慶と連携するかたちで大和国支配も行ったことを踏まえると、今回の相論裁許が、その契機だったのは確かであり、光秀は丹波国攻略の成功とあわせて、織田家中において再び出世の階梯のぼりはじめたのである。

そしてきっかけは御妻木殿の存在だった。光秀が大和国内の神社訴訟を裁くことになったのも、妹が信長側に仕えていたことが背景にあったことは既に述べた通りであり、だとすれば、御妻木殿の死去が光秀にとって痛手だったのは確かである。¹⁸⁾天正九年にその妹が死去す

るが、当時の記録には「去七日八日ノ比歟、惟任ノ妹ノ御ツマキ死了、信長一段ノキヨシ也、向州無比類力落也」と光秀の悲嘆ぶりが記されている。

同年一二月、光秀は自身の家臣たちに対して、織田家の宿老や馬廻衆、さらにほかの部将の被官に対して、慇懃に接することを命じる家中法度を作成したが、そこにはもし口論となった場合は、自害するよう命じるきわめて厳しい内容が含まれていた。⁽²⁰⁾この前提には、出世をしすぎた光秀に対するほかの家臣たちの厳しいまなざしがうかがえるとともに、もし他の家臣たちともめた場合、信長にとりなしてくれる御妻木殿のような存在がいなくなった光秀の不安も垣間見える。御妻木殿の力添えで、「自慢」できるほど自信を取り戻した光秀が、彼女の不在によって今度は不安に陥った様子が、今回、紹介した史料を通じて読み取れるのである。

(11) あいまいな責任の所在

さて、以上の判決を得た興福寺は、①の寺解文を作成し、②の大乗院門跡の添状(奉書形式)とともに、南曹弁中御門宣教に送付した。それをうけて、官宣旨、二通の繪旨が南都に下された。以下、史料引用中につけた①～⑦の番号は便宜上、筆者がつけたものである。

一、京都宣下案文当御寺家大乘院大御所ヨリ被仰出十二歟、金勝院御使也、御門跡西向御持仏堂ニ写サセ申也、此言上文ハ長者宣申下時、進シテ後マテニ不存ニ無案内故、サモナケレハ今進スル、沙汰限也、悉真ニ書テ遣也、

① 興福寺東西両堂本師等簡定言上

西金堂大法師順譽

年七十六歳 戒六十一藤

右件大法師者、常住常喜律学院伽藍籠行年尚、尤足比丘戒和上之器、仍為令遂彼業本師等簡定言上如件、

天正五年十二月 日

② 順譽大法師比丘戒和尚立入所望申入候、理運之条、見両堂本師匠之拳歟、可令申沙汰給之旨所候也、恐々謹言

十二月拾日

南曹弁殿

出興行ハ不書
実名斗奉

③ クセシ

左右弁官下 興福寺

応以法印順譽、為一天物檢校返受別受具足比丘戒和尚事

右曰、件法印者、常住常喜律尊院伽藍籠行年尚、最足比丘戒和尚

一天物檢校之器、任相承撰法器令遂彼業者、宣奉 勅、依請者、

諸寺宜承知、行之、

天正五年十二月十一日

弁奉

謹上 別当僧正御房

④ カサツ初下

被 繪旨

興福寺常喜院具足戒者、律儀戒根源、餘寺更不存知血脉相承次第、明從盧舍那仏、至今戒和尚順譽一天物檢校当五百十五代、斯師之

戒不受得者、非比丘僧室之由、諸寺可存知之旨 (平出) 天氣所候也、仍執達如件、

天正五年十二月

弁奉

謹上 別当前大僧正御房

⑤ 賀札二分

被 諭旨

戒壇院恒例臨時之戒会、不可令違失之由 (平出) 天氣所候也、仍執達如件、

天正五年十二月

弁奉

謹上 戒和上法印一天惣檢校御房

ただし織田政権からの裁許であった以上、政権関係者からの文書も発給された。それが次の⑥、⑦であり、⑥、⑦は興福寺からの返書である。

一、十二日惟任日向守殿、筒井順慶ヨリ使札アリ、於和上可有認用進アルヘシト申テ、東大寺へ参、其後御門跡へ参ト云々、罷歸テ飯給テ下了御状書状ノ面、同前聞了、我ハ不知也、

⑥受戒会之儀付而、両寺被仰給一儀年内無余日之間、重而御才判尤候、一乘院殿御受戒之事、被相急候条、先筒順被任異見、来十四日成就可然候、猶順慶可令申入候、恐々謹言、

十二月十二日

惟任日向守

興福寺堂衆御中

光秀判

⑥就御受戒会之儀、御使札被下候、畏存候、得其意候、十四日執行儀、御意相違仕間敷候、猶御使へ申入候、恐々謹言、

十二月十二日

興福寺

浄律学衆等

惟任日向守御返報

⑦受戒会之儀付而、両寺被仰給一儀年内無余日之間、重而御才判尤候、一乘院殿御受戒之事、被相急候条、先惟任相任異見、十四日成就可然候、猶此使可申候、恐々謹言、

十二月十二日

筒井

順慶判

興福寺堂衆御中

⑦就御受戒会之儀、御使札給候、子細心得存候、十四日執行相違有間敷候、猶御使へ申入候、恐々謹言、

十二月十二日

興福寺

浄律学衆等

筒井殿

御返報

本紙已上下松院ニ在之、

一、大乘院近來ノ代々尋申処ニ被注見給了、孝寛 孝尊 貞和二年丙戌十二月廿三日御受戒和上円尊、——鷹司殿御子息、応安七年三月廿三日御出家、同年十二月廿四日御受戒、比丘戒和上禪実也、

以上が裁許確定時に発給された文書群であり、最後に若干の先例を付して、この記録は終わっている。注目すべきは次の二点である。

一つは、結局のところ、信長の朱印状が発給されていない点である。訴訟の基本方針は信長が示し、その意向を付度して、光秀らが実際に裁許したことは、ここまで見てきた通りだが、出されたのは信長朱印状ではなく、綸旨や官宣旨といった朝廷の文書だった。残された文書だけを見れば、朝廷が主導して裁許を行い、光秀と筒井は、受戒の日にちという細々としたことのみを取りはからったかにみえるだろう。しかし、事情は正反対で朝廷関係者は全く審理には関わっておらず、あくまで体裁を整えただけに過ぎない。

さらにその体裁すらもあやしいものだった。省略した本史料前半では、南曹弁となった中御門宣教には任を務めるのに必要な文書様式の知識が乏しかったことが記されている。すなわち「宣下文言、当時南曹中御門殿無所持、余家ニモナ」く、興福寺側も永禄一〇年の戦乱で文書が焼失したために、空誓らが所持していた「古本ノ写」を中御門宣教に筆写させていたのである。この時期の朝廷社会の荒廃ぶりは、池享氏の指摘の通りだが、本訴訟にそくしていえば、単独では文書の体裁さえ整えることができなかったのである。

また受戒会の開催日程といった軽微な案件にも、当然ながら鷹狩り

中の信長は関与していないが、では誰が日付を決めたのかといえば、それもまたあいまいだった。というのも、前掲の書状に見えるように、光秀も筒井も、それぞれ「先筒順被任異見、来十四日成就可然候」、「先惟任相任異見、十四日成就可然候」と書状に記すなど、相互で責任をなすりつけるかのような手紙をしたためていたからである。そしてそこには信長の方針に基づいているにもかかわらず、信長の意向により、といったような奉書的な文言さえ記されていない。

発給文書だけを見れば、光秀や筒井は信長の意を奉じることなく、独立した動きを示しているかに見える。しかしこの訴訟日記に記された文書発給に至る経緯を見ると、家臣たちは、当知行安堵方針は遵守した上で、自身の判断と裁量で事にあたっていた様子がわかる。つまり信長の丸投げといつてよい部将への委任のもと、それにもかかわらず信長の方針は遵守しつつ、裁量を駆使して迅速に問題を解決するところが、織田家の家臣団には求められていた。これこそが織田政権の実態であり、信長が求めた忠誠だったのである。

(12) 「ソハク」——光秀と医学の関係

以上が、今回の相論の概要だが、光秀の「自慢」を聞いていた「ソハク」についても付言しておこう。『言経卿記』天正四年正月二〇日条に、近衛前久郎での和歌会に招かれた人々のなかに、「宗伯典薬入道・頼慶典薬頭」がおり、「ソハク」とはおそらくこの宗伯を指すと考えられる。大日本古記録編者は、おそらく、割書の記載から、宗伯を典薬頭丹波頼慶の父と見立てて、この宗伯を丹波頼景に比定しており、「ソハク」＝典薬入道宗伯＝丹波頼景ということになる。要は医者か光秀の脇につかえていたのである。

これだけでは、わざわざ一項をもうけるほどの話ではないが、実は最近、紹介された光秀の初見史料も医学に関するものであり、光秀と医学との関わりの深さがうかがえる点は見逃せない。ここでは、藤井讓治編『織豊期主要人物居所集成』の第二版にあたり、増補した箇所を再掲しておこう。

村井祐樹「幻の信長上洛作戦」⁽²²⁾により、「米田文書」に残された『針葉方』奥書に、「右一部、明智十兵衛尉口伝也」との記述があることが確認された。同書は光秀の口伝を筆録した沼田勘解由左衛門から、永禄九年一〇月二〇日に米田貞能が近江坂本で写したものであり、ここに光秀の史料上の初見が更新された。

ここからいえるのは、①光秀は医学の知識を有していたこと、②近江湖西にすでに地理観を有していたことの二点である。また「高嶋田中籠城之時」として可能性が高いのは、永禄八年五月九日の義輝暗殺直後だろうが、この点については後考を期したい。

光秀が、織田家中に属してから、文武双方に長けていたために異例の出世を果たしたことは、右にも記したが、その文官としての基礎知識は『針葉方』の読解といった医学・薬学の学習を一つの柱にして形成されたことになる。武士同士で学習された点から、『針葉方』という書物に高度な専門性は認めにくいだが、それでもその書物を口伝で伝えたというのだから、光秀の知識は武士としては卓越していたのだろう。実は元龜三年（一五七二）に坂本城主となつてからも、京に滞在する際には徳雲軒全宗の京宅に逗留している。⁽²³⁾この全宗はのちに豊臣

政権の政治顧問的存在になった医師であり、京に施薬院を再興したのちに、施薬院全宗と名乗ったことで知られているが、⁽²⁴⁾両者を早くから結びつけたのも、おそらくは医学・薬学の知識がきっかけではないだろうか。医学書への理解や典薬入道宗伯や徳雲軒全宗との日常的な交流を踏まえると、光秀の出自と活躍を考える上で、今後は、医学・薬学を中心とする知識人のネットワークも想定する必要があるだろう。

II 天正五年受戒会戒和上相論の位相

1 信長と寺社相論

以上、天正五年受戒会戒和上相論の経緯を、史料の紹介をしつつ説明してきたが、この事例を、織田政権の大和国支配、及び同政権の寺社訴訟制度全体から位置付けなおすことにしよう。

織田政権と大和国の関係は、天正元年一二月に松永久秀が降伏し、多聞山城を明け渡したことから始まる。それにともない、訴訟も織田政権に提起されており、以下、大和国の寺社から織田政権に提起された訴訟を、先行研究も参照しつつ、列挙していこう。

最初の訴訟は、天正二年に法隆寺の学侶（西寺）、堂衆（東寺）との間で争われた相論である。⁽²⁵⁾この相論では天正二年五月に山城国、翌天正三年三月二三日に大和国の管轄を任されていた塙（原田）直政が窓口を担当、天正二年一月一〇日付で信長朱印状が出され、一旦、相論は小康を見ることになった。ただし、のちに相論は再燃し、天正七年に再度、信長の朱印状が出されたことが知られている。

次が天正四年五月の興福寺別当職相論である。発端は同年五月二二日に東北院兼深から朝廷に興福寺別当職就任を求める動きからはじま

り、大乘院前門跡尋円とのあいだで相論が繰り広げられた。注目できるのは訴訟審理の方法である。今回は信長は自身が直接、裁許に臨むのではなく、朝廷の四人の公家衆に指示して、近來通り、「寺法」に任せて裁許を行わせようとした点に法隆寺相論との大きな相違があった。

この四人奉行は、天正三年六月、常陸国真言宗門徒の絹衣着用をめぐり、天台宗門徒が朝廷に訴えた相論を契機に設置されたもので、信長主導のもと、勸修寺晴右、中山孝親、庭田重保、甘露寺経元の四名に朝廷の「御公事法度」を定めさせ、訴訟制度の整備を試みたものである。しかし、今回の別当職相論で四人の公家の働きに不満を抱いた信長は、彼らを事実上、解任し、直接、申し分を吟味することになった。ここに四人奉行制の構想が瓦解したわけだが、さらに天正五年五月三日に原田直政が本願寺戦争で討死してしまい、寺社訴訟のみならず、大和国支配全般に関する信長の構想は、ここに全て白紙に戻されたのである。

以上が先行研究で明らかにされた織田政権下大和国の寺社相論だが、ここではこれらの相論が、織田政権の大和国支配開始により惹起された点を強調しておきたい。そもそも、法隆寺相論も、信長の安堵の内容をめぐり、寺内の対立が顕在化した側面が強かった。⁽²⁷⁾また興福寺別当職相論も織田政権という新体制の登場とその後の混乱について提起されたものだから、織田政権の畿内支配の開始が、これらの相論を生み出したといってもいいすぎではないだろう。つまり、織田政権による畿内支配の進展に比例して、さまざまな相論が政権側に提起されたのである。その対応として信長も朝廷の訴訟制度の整備を試みたわけ

だが、それに失敗していた。このような状況で発生したのが、今回の相論なのである。

2 織田政権の当知行安堵政策

では、今回の裁許はどのように行われていたのだろうか。それはここまで述べてきた通り、有姿の通りに裁許せよという信長の基本方針の下で進められていた。しかし、有姿という言い方がそもそもあいまいであり、実際、織田政権の裁許も二つの正反対の解釈に基づき行われていた。

第一が寺法のごとくの有姿というもので、寺社の秩序、自助努力を期待した裁許方針である。興福寺別当職相論もこの方針のもとで進められており、その意味でこの方針は、織田政権の保守性を示すものと確かにいえるかもしれない。

しかし有姿の通りという裁判基準には、もう一つの相反する急進的な姿もあった。それが本相論で示された当知行安堵主義である。

織田政権が当知行を安堵の基本方針としていた点については、よく知られているが、⁽²⁸⁾裁許の場において当知行安堵方針を貫徹することが、当時の社会にいかにか大きな影響を与えたかという点については、これまで深くは考えられてこなかったのではないだろうか。

この点を本相論の経緯からあらためて確認すると、史料最初に織田家の当知行安堵方針が「此申事、近年ノ有姿ニ被申付ヘシト内符サマ御意也」と記されており、この文言だけを見ると、信長は旧来の秩序を保存しようとしたように見える。しかし、その方針を具体化した光秀の判決に接すれば、右の印象は一変し、当知行安堵方針が、従来の裁判のあり方から逸脱した歴史の否定であり、極めて乱暴な裁許だっ

窓 たことは先にも述べた通りである。

史 このように信長の示した有姿の通りという訴訟方針は、場合によつて全く異なる容貌を見せたわけだが、その後、織田政権の裁判はどの

ように展開したのだろうか。この点を見るために最後に山城国宇治で起こった次の相論についても確認しておこう。

天正九年に宇治平等院の住持職をめぐり、石清水八幡宮の新善法寺氏と青蓮院門跡のあいだで相論が発生した。この相論を契機に、さらに住持の任命権をめぐり、青蓮院門跡と近衛前久のあいだでも諍いが発生しようだが、このように複雑化の様相をみせはじめたこの相論に対して、信長は住持任命と平等院の所領を分けて、裁判を行った。

すなわち「信長無案内」き住持については、任命権のある近衛前久と青蓮院双方で「天下有様」を意識した上で、話し合いで決めるように指示し、所領については宇治が信長の蔵入地であることから、一旦差し押さえ、無事に住持任命が行われたのちに、還付する方針を示したのである。⁽²⁹⁾

係争地は織田政権が管理するという点では相論の勘所は押さえているが、一方で経緯のよくわからない住持任命については、「無案内」と相も変わらぬ関心のなさを示している。「天下有様」も真意の取りづらい言い回しだが、意識すれば、信長の機嫌を損ねず、穏便にとりかからえとしか解釈できない文言である。つまりこの宇治相論からも、織田政権の優越性と寺社訴訟に対する主体性の希薄さがうかがえるのである。そもそもこの訴訟が審理されたのも、直轄地での紛争であることがおそらく大きかったと推測される。そうではない、部将に支配を任せた地については、それぞれの部将に裁許を任せた可能性は高

く、その際には、信長の示した有姿の通りという方針が、部将たちにより適宜、解釈され、時に当知行安堵方針での裁許も行われたのではないだろうか。

また織田政権の訴訟手続きについても判然としない点が多いが、そのなかで女性の活動が目立つ点はやはり見逃せない。一般に鎌倉幕府、室町幕府に代表される武家政権では式日を定め、奉行人が審議するという形態をとるが、織田政権においては戦争のさなかということもあって、基本的に訴訟制度の構築に消極的だったのは当然でもあった。そのために、所縁の女房衆を通じた、非制度的なかたちでの訴訟提起が相次ぐことになり、その結果、女性の役割が高まったのである。

以上を踏まえると、織田政権の裁判が、旧慣のか、革新的かという区分では判断できないことは明らかだろう。訴訟手続きからしても、裁判基準からしても、また蔵入地か部将支配地かによっても首尾一貫していないからである。ではこのように、裁判基準といい、審理手続きといい、あいまいな織田政権の訴訟制度はどのように理解すればよいのだろうか。

そもそもなぜ織田政権が寺社訴訟を行うことに消極的だったのかといえば、第一に京都から見れば、織田政権が尾張・美濃から来た外部の政権だったということがあげられる。朝廷や寺社の複雑で入り組んだ歴史にそもそも疎く、訴訟審理に及び腰だった。このことは信長や光秀が、訴訟審理にあたり、「無案内」という言葉を繰り返したこと

に端的に示されている。

もう一つは織田政権の軍事政権的性格である。元龜二年（二五七二）末に、山科言継は、勅使として信長家臣団の山門門跡領押領の停止を

求めて、美濃国岐阜城へ赴いたが、その時信長は、尾張へ鷹狩に出ており、「一切の公事訴訟停止」「陣より注進のほかは申し聞くべからず」との高札を掲示させていた。本相論でも信長が裁判から逃げるように鷹狩りに出ていたことを想起すれば、右の対応もたまたま鷹狩りの日程と重なった例外的対応というよりも、訴訟を取り次ぎたくないための口実とも推測され、むしろ信長の本音を物語る史料と考えるとよいだろう。⁽³⁰⁾ 信長が裁判に消極的だったのも、軍事案件は受け入れたことが象徴する通り、軍事、そして鷹狩りに集中したかったからだと考えられるのである。

この出来事が示す通り、信長の政策の第一は戦争だったために、そもそも双方の証拠書類を熟読した上で、裁判に臨むことは物理的に不可能だった。そのため訴訟審理は迅速であることが優先され、そのために採用された訴訟方針が、当知行安堵主義であり、また寺法のごとしという裁判方針だった。

光秀が自慢しつづけた裁許も、ほかの有姿の通りという方針からは逸脱するものだったが、信長はこのことに特に問題にしていなかった。というよりも、そもそも関心がなかったのだろう。ここからもうかがえるように、旧慣温存主義と、当知行安堵主義に見られる革新性が混在する織田政権の訴訟方針は、そのいずれかに本質があるのではなく、速やかな解決こそが重要だったのである。織田政権の訴訟制度の特徴はここにあり、これは、裁判などに割く時間がない織田政権の軍事政権的性格に起因するものと考えられる。

3 裁判と集権化

ではこのような訴訟制度の実態は、織田政権の権力形成過程におい

てどのように作用したのだろうか。

ここで見たような織田政権の寺社訴訟全般に対する消極性は、一見すると、集権性確立と真逆の動向に見えるが、この問題は御乳人の動向に象徴される、それとは対照的に裁許を受けようとする寺社側の積極的な活動も踏まえて考察しなければならない。

実はこのような状況は一六世紀末にはじめておこった現象ではなく、鎌倉幕府崩壊から南北朝動乱に至る一四世紀の政治史上においても、同様の現象が見られた。その概略を旧著をもとに簡単にまとめておく⁽³¹⁾。南北朝動乱の過程で朝廷社会が荒廃を極めた一方、室町幕府は存在感を高めていたが、それにもかかわらず当初は朝廷への介入に消極的だった。このなかには裁判も含まれている。このような状況において、公家や寺社が幕府の裁許を求めるようになり、主に訴訟当事者の動きによって幕府が訴訟を担当するようになったのである。室町幕府が主体的に朝廷の裁判機能を吸収したのではなく、訴人という下からの動きが訴訟機能の中心を朝廷から幕府へ移動させるようになるがしたのである。

朝廷の裁判機能の形骸化については、朝廷社会の機能不全というべき荒廃した有り様が指摘されている。本稿で見た公家たちが、文書様式の知識にすらおぼつかなかった様子は、南北朝期の朝廷の荒廃以上に深刻だが、このように訴訟裁許も含めた朝廷の政治機能が形骸化するなか、織田政権の登場は、時に一〇〇年以上も潜在化していた相論を顕在化させ、訴訟審理に消極的な軍事政権の法廷に人々を向かわせていた。今回の相論でいえば、その典型は御乳人である。御妻木殿との縁をたどって織田政権に訴訟を持ち込み、光秀を追いかけ、光秀の

裁判が意に沿わなかった場合でも、安土の信長のもとへ訴えて勝訴をもぎとろうとした彼女をはじめとする訴人たちの貪欲な姿勢が、消極的な政権側の扉をこじ開け、そのお墨付きの権威を高めたのである。

従来、権力の集権化の問題は、政権側の主体的、強権的な働きかけを中心に論じられてきており、近年ではその反動として、権力者側に主体性が見られないことを指摘して、織田政権の集権的性格、ひいては近世国家形成における同政権の歴史的意義を相対化する研究も散見しつつある。⁽³²⁾ いずれも権力者の主体性を軸に、集権性を論じる点では共通するが、しかし本論で見てきたように、集権性の形成は、何も権力者による高圧的姿勢だけで成し遂げられたわけではない。訴訟制度から見れば、自己の権利保全に奔る人々の熱狂的な動きのなかで、專制的な権力者が受け入れられ、その権威が高められていた。この点を踏まえれば、近世の集権的国家形成を論じる際の理論的支柱でもあった、豊臣政権の惣無事令論が相対化されるなか、⁽³³⁾ 今後は権力の主体性だけでなく、それを時に積極的に受容した社会の動きにも注目しつつ、中近世移行期研究を進めていく必要があるだろう。

おわりに

本稿で明らかにした、天正五年受戒会戒和上相論は、当知行安堵方針が適用された、乱暴な軍事政権的裁許だったが、このような中近世移行期の武家政権に見られたあり方はどのように変化したのだろうか。最後にその後の戒和上の行く末をみることで稿を終えることにしたい。

慶長一八年（一六一三）に興福寺大乘院門跡信尊の受戒にあたり、東大寺と興福寺のあいだで、再び戒和上職をめぐる相論が発生した。

この時の江戸幕府の裁定は近年通りにせよというもので、この時も一旦は興福寺の勝訴となった。織田政権と同じ訴訟方針である。

しかしすぐに状況は一転する。先の敗訴後にも東大寺は訴えを繰り返し、慶長二〇年に幕府は東大寺側の逆転勝訴を言い渡したのである。この時の相論の概要を示した柚田善雄氏は幕府の寺社行政上、中世的な現状追認主義ではなく、本来の宗法を擁護する原則へ転換したことを読み取っている。⁽³⁴⁾ 本稿の表現でいえば、当知行安堵主義から由緒主義への転換がなされ、これが近世寺社訴訟の基本方針となったのである。そしてこれも柚田氏の指摘するように、以上の転換が大坂冬の陣をはさんで行われた点は象徴的だろう。軍事政権的性格の強い当知行安堵主義は戦争状況が解消される過程で失われ、ここに由緒が再び裁判基準としての地位を回復するのである。

註

(1) 本記録中に「東金堂呪師」宛の文書が引き付けられ、「東金堂万日記」に「呪師空誓大法師」とあることによる。なお興福寺史料との関係については、徳永誓子「修験道当山派と興福寺堂衆」（『日本史研究』四三五号、一九九八年）。

(2) 久野修義氏は、一四世紀前半に東大寺僧寛英が、摂津国長洲荘をめぐる東大寺―鴨社間の相論の経緯を記した「寛英訴訟上洛日記」をもとに、訴訟日記を在京にかかる用途負担を明記し、のちにその費用をうけとるための報告書と定義している（久野修義「嘉暦年間に於ける長洲訴訟記録について」（勝山清次編『南都寺院文書の世界』思文閣出版、二〇〇七年）。本論で触れるように、本記録には、費用の記載はなく、どちらかといえば、空誓が付けていた「東金堂万日記」の別記としての性格が強いと考えられるが、訴訟の経緯を詳細に記したものとして、ひとまず訴訟日記として分類しておきたい。

- (3) 『多聞院日記』 天正四年二月六日条などに見える「御ちの人」も彼女だろう。
- (4) 谷口研吾『流浪の戦国貴族近衛前久』（中公新書、一九九四年）。
- (5) 堀新『織田信長の居所と行動』（藤井讓治編『織豊期主要人物居所集成』 思文閣出版、二〇一一年）。
- (6) 北小路俊直には、刀を差し、左手に数珠、右手に扇を持つ肖像画が残されており、近衛家に仕え、寺社にも通じた俊直の人物像を象徴している。賛は、近衛前久息、一乗院尊勢弟の近衛信尹（信基）が付しており、次の通りである。「北小路大膳大夫影の由候へとも、毛頭不相似候、さてもとんなる顔哉、引やふりたく候へとも、こらへ候者也、天正十八 七朔 与作書之」。成瀬不二雄氏はこの信尹の賛から、家臣への愛情を読み取っている（成瀬不二雄『日本肖像画史』 中央公論美術出版、二〇〇四年）。
- (7) 平出真宣『筒井順慶の家臣団』（『筒井順慶』（図録）二〇一四年）。
- (8) 『信長公記』によると、本能寺の変で織田信忠が二条屋敷に籠城した際、「御敵、近衛殿御殿へあがり、御構を見下し、弓・鉄炮を以て打入れ」とあることから、近衛前久邸と、信長二条御所が隣接していたことがわかる。また本論で触れるように、光秀の京宿所も二条にあつたから、当然ながら光秀も二条御所の構造上の問題を熟知していたはずである。
- (9) 早島大祐『明智光秀の居所と行動』（前掲『織豊期主要人物居所集成』）。
- (10) 詳細は堀新『織田信長と絹衣相論』（『織豊期王権論』 校倉書房、二〇一一年、初出は二〇〇五年）。
- (11) 『織田信長文書の研究』 七四〇号。
- (12) 織田政権は課税の納入を銀で行うように指示しており、例えば、永祿一年（一五六八）には、法隆寺に銀一五〇枚の進納を命じている。そのために興福寺も京にて換金をしたのかもしれない。この点については本多博之『織田政権期京都の貨幣流通』（『広島大学大学院文学研究科論集』 七二、二〇一二年）を参照。
- (13) 大宮守友『近世初期の中坊屋敷』（『近世の畿内と奈良奉行』 清文堂出版、二〇〇九年、初出は一九九七年）。
- (14) 土田将雄『続細川幽斎の研究』（笠間書院、一九九四年）。
- (15) 前掲堀『織田信長の居所と行動』。
- (16) 『言経卿記』 天正七年五月二日条。
- (17) 黒嶋敏『足利義昭の政権構想』（『中世の権力と列島』 高志書院、二〇一二年、初出は二〇〇四年）。
- (18) 勝俣鎮夫『戦国時代の女性と家二題』（『中世社会の基層をさぐる』 山川出版社、二〇一二年、初出は二〇〇三年）。
- (19) 『多聞院日記』 天正九年八月二日条。
- (20) 『中世法制史料集』 第五巻、一〇二七号。
- (21) 池享『戦国・織豊期の朝廷政治』（『戦国・織豊期の武家と天皇』 校倉書房、二〇〇三年、初出は一九九二年）。
- (22) 村井祐樹『幻の信長上洛作戦』（『古文書研究』 七八、二〇一四年）。
- (23) 『兼見卿記』 元龜三年九月一五日条、天正五年九月一四日条など。また前掲早島『明智光秀の居所と行動』も参照。
- (24) 服部敏良『室町・安土桃山時代医学史の研究』（吉川弘文館、一九七一年、三四四頁）。
- (25) 金子拓『法隆寺東寺・西寺相論と織田信長』（『織田信長権力論』 吉川弘文館、二〇一五年、初出は二〇〇七年）。
- (26) 前掲堀『織田信長と絹衣相論』、神田裕理『絹衣相論とその裁決』（『戦国・織豊期の朝廷と公家社会』 校倉書房、二〇一一年）、金子拓『天正二年〜五年の絹衣相論の再検討』（『上掲書』 など）。
- (27) 前掲金子『法隆寺東寺・西寺相論と織田信長』。
- (28) 池上裕子『大名領国制と荘園』（『日本中近世移行期論』 校倉書房、二〇一二年、初出は一九九九年）。
- (29) 奥野高広『宇治平等院と織田信長』（高橋隆三先生喜寿記念論集『古記録の研究』 続群書類従完成会、一九七〇年）。
- (30) 『言経卿記』 元龜二年二月一六日条。
- (31) 早島大祐『室町幕府論』（講談社、二〇一〇年）。
- (32) 戦国期研究会編『織田権力の領域支配』（岩田書院、二〇一二年）など。また前掲金子著書もこのような傾向が認められる。この点に

ついでに池上裕子「書評 金子拓著『織田信長権力論』」(『史学雑誌』一二五―七、二〇一六年)も同様の指摘をしている。

(33) 竹井英文『織豊政権と東国社会』(吉川弘文館、二〇一二年)、藤井譲治「惣無事令」はあれど、「惣無事令」はなし(『史林』九三―三、二〇一〇年など)。

(34) 柚田善雄「幕藩制成立期の奈良奉行」(『幕藩権力と寺院・門跡』思文閣出版、二〇〇三年、初出は一九八〇年)。

【付記】 本稿はJSPS科研費JP二六二八四一〇一の成果の一部である。